

護等の扶助費、国保会計への繰り出し、また、新設された施設等の管理運営のための経費等に動き、ハードからソフトの面への充実の流れが見えます。また、高率の起債の繰上償還も行われています。

このような大きな変化があったにもかかわらず、経常収支比率で〇・四％の伸びにとどまり、公債比率は〇・四％の減となるなど、財政運営面は慎重に行われております。しかし、税収の伸びが徴収率の向上等による自主財源の伸びが認められるとは言え、依存財源比率の高い本市は、今後、苦しい財政運営が続くと予想されます。市民一人当たりの歳出は二十六市中、上位にあり、自主財源が下位にあるという財政構造は、市民の負担は少なく、歳出は多いということです。厳しさを増す財政状況のもとで今後とも創意工夫を重ね、よりよき福生市にすべくお互いに努力してまいりたいものと思います。

以上、申し述べたとおり、本決算については大きな動きの中での努力と成果が認められますので、その御労苦をねぎらいつつ、賛成討論といたします。（拍手）

○議長（森田治男君） 次に、反対者、十二番遠藤洋一君。

（十二番 遠藤洋一君登壇）

○十二番（遠藤洋一君） 議案第六十七号昭和六十年年度福生市一般会計決算認定についての反対討論を行います。

決算委員会を通して、全体としては今回の六十年年度一般会計決算、相も変わらず基地依存型、あるいは基地誘導型としか言えないような形の決算ではなかったかというふうに思います。

結局のところは、国の施策なのだから仕方がないという形で横田基地を認めていますけれども、現実的には、そのことそのものが市の自主財源であるとか、あるいは福生市の自立的な経済にとって大変な障害になっていることは間違いないことだというふうに思っております。むしろ、これから市として歩むべき態度は、例えば横田基地がなくてもやっていけるような福生市を目指すようなことこそが必要ではないでしょうか。

そういう意味から言いましても自主努力、あるいは自主財源につきましても相変わらず基地に頼らざるを得ないというような形、その形におきましては全体決算を眺めましても、基地交付金があるがゆえの冗費、冗漫な支出である

とか、そういうことが感じられることがあります。基地から入ってくるお金ですから、どうしてもそういうふうになるのかもしれないけれども、今の賛成・反対討論の中にもありましたとおり、税収の伸びと、それから支出の問題あるいは一人当たりの税金の支出あるいは収入の問題、その他から言っても大変にアンバランスなところが感じられます。

そういうことから言いましても、市当局におかれましては基地がなくてもやれる福生ということを目指していただきたいと思ひますし、そのような努力が感じられない、全体としては相も変わらぬ基地依存型、基地誘導型のこの決算にしましては賛成をできないというところで、反対討論としていきたいと思ひます。

○議長（森田治男君） 次に、賛成者、一番林田 武君。

（一番 林田 武君登壇）

○一番（林田 武君） 御指名がございましたので、議案第六十七号昭和六十年年度福生市一般会計決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

内容につきましては石川榮一議員に全く賛成でございます。本決算については、御承知のとおり十一月十七日の特別決算委員会でも十分な審査がなされ、細部については各議員から活発なる質疑、意見が交わされました結果、昭和六十年年度福生市一般会計決算は、執行状況も十分に果たし得た適正な決算であると判断いたします。

昭和四十九年のオイルショック以来、今日まで、日本経済は高度成長時代から一変し、低成長時代となり、行財政改革の名のもとに、国や都は財政的に極めて厳しい方針を打ち出し、当福生市においても大変厳しい財政となつていくことは今さら申し上げるまでもありません。

当たり前のことですが、市が行政を行う場合、予算があつて決算があり、歳入があつて歳出があるわけですが、予算に当たっては昨年度の予算規模を下地にして税収の見込み、国や都の補助金、交付金の見込みで予算を決めるわけです。そして、市は、住みよい福生市、活力ある福生市をつくるために長期的に、あるいは年次的に総合計画にのっ

とって、その執行のために全力を挙げております。

御案内のとおり、福生市の六十年一度一般会計歳入決算額は百二十四億二千四百八十七万二千六百九十六円、市税が五十億九千九百九十二万三千円、財源の根幹である市税が四〇・九七％であります。お隣の例を挙げて恐縮ですが、羽村町では百二十二億円の決算額で、町税八十億円、何とその比率は六五・五八％であります。福生市は極めて脆弱な財政基盤であると言えるわけであります。

議員の中には、横田基地があるのだからもっと市長は国に補助金を、あるいは交付金を要求すべきで、努力が足りないという御意見もありますが、私は、田村市長初め市当局はよく努力していると思います。補助金、交付金の獲得のために田村市長や市職員は毎日走り回っているのが現状です。防衛庁、自治省、建設省、国土庁、大蔵省、そのほかの省、そして東京都へありとあらゆる機会に折衝をしております。それこそ大変な努力で、福生市五万三千人市民の幸せのために頑張っておられます。このことは率直に認めるべきだと思います。

昭和六十年年度には、福生市営競技場がオープンいたしました。田園会館がオープンいたしました。難病手当の支給と一般健康健診が実施されました。国道一六号の拡幅は完成間近であります。市民の憩いの場としての公園の増設が進み、六十年年度には長沢公園、熊牛公園が完成し、市民に喜ばれております。

行政には、これでいいという終点はありません。生活水準は年々レベルアップいたしております。ますます厳しい経済状況の中で市の行財政は、多様化した市民のニーズにこたえていかなければなりません。田村市長初め市職員には、さらにさらに研さんされ、努力されることをお願いいたしました。私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(森田治男君)

以上で討論を終わります。

これより議案第六十七号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君)

起立多数であります。よって議案第六十七号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長(森田治男君)

日程第四議案第六十八号昭和六十年年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名でございますので、議案第六十八号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者よりの説明は省略し、直ちに質疑に入りました。

委員より、収納率の低下の理由は何か。国庫支出金の特別調整交付金については、六十一年度はどうなっているか。都支出金はペナルティーをかけられて減額になったと思うが、具体的には、それをやめてもらうために都に対してどういう働きかけを行ったか。また、老人保健拠出金の前年度比三五・七％の増は、どういう理由によるものかとの質疑があり、担当課長より、収納率の低下については、ここ数年の新制度の実施による事務量の増はあるが、臨戸徴収も行い徴収に努力している。しかし、六十年年度は滞納繰り越しの収納率が悪く、それが全体の収納率の低下に結びついていた。

また、⑧の特別調整交付金については、予算計上していない。都支出金のペナルティーについては、こういった調整を行わないように担当課長会議あるいは国保運営協議会の連絡会から都へ働きかけをしている。それから、老人保健拠出金は二年サイクルの精算であり、概算で拠出した額と確定額の差の精算分が含まれているための増であるが、今後、ある程度実績が出れば多額の精算がなくても済むことが考えられるとの答弁がありました。

また、委員より、税務課の方で管外に徴収に行くときに、調整して国保税の方も集金をしてくれるような方法を考
えているようだが、それについてはどうか。滞納等の中で保険証を手元に持っていないような方はいるかとの質疑が
あり、それに対し、徴収については内部で調整し、極力むだのないような徴収体制をとりたい。また、保険証につ
いては実態調査を行い、実際には住んでいない者は一時資格を停止し、残りについては調査継続中であるとの答弁が
ありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定をした次第であります。
何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十八号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（森田治男君） 日程第五議案第六十九号昭和六十年年度福生市老人保健医療特別会計決算認定についてを議題と
いたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（厚生委員長 赤星行人君登壇）

○厚生委員長（赤星行人君） 御指名がございましたので、議案第六十九号につきまして委員会における審査の概要を
御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

委員より、医療費の増については対象者の増だろうと思うが、一人にかかる医療費が多くなったとも考えられるの
で、その点についてはどうか。また、受診率はどうなっているかとの質疑があり、担当課長より、対象人員が前年度
より千六百九十五人ふえているが、病気の傾向については特に変わらないと判断している。受診率は、前年の一・一
三から一・一六と増加の傾向にあるとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決をすべきものと決定をした次第であります。
何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十九号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（森田治男君） 日程第六議案第七十号昭和六十年年度福生市都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 木村徳藏君登壇）

○建設委員長（木村徳藏君） 御指名がございましたので、昭和六十年年度福生市都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます、審査における主な質疑を申し上げます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、委員より、換地清算徴収金の収入未済額の過年度分の処理についての質疑に対して、理事者より、加美平地区区画整理事業にかかわるもので、関係者は一件であり、徴収についてできる限りの努力をしたが徴収できず、法に基づき事項が成立するため、昭和六十四年六月三十日をもって納税義務を消滅することになるとの答弁があり、また委員より、収入未済が明確なものの、決算への起債の期限についての質疑に対し、理事者より、法律上、昭和六十四年度決算までのせていかざるを得ないとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告といたします。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（森田治男君） 日程第七議案第七十一号昭和六十年年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 木村徳藏君登壇）

○建設委員長（木村徳藏君） 御指名がございましたので、昭和六十年年度福生市下水道事業会計決算認定の審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、委員より、水洗化の未改造分についての質疑に対して、理事者より、十月一日現在の固定資産税台帳の家屋棟数で見ると、未改造は三千九十棟はどであるとの答弁があり、また、委員より、供用開始告示以後三年間を経過している未改造分の状況についての質疑に対しては、理事者より、供用開始区域の約九五％が三年を経過しておるとの答弁があり、また、委員より、下水道使用料の徴収率についての質疑に対し、理事者より、現年度で見ると、前年度が九九・一％で、今年度は九八・八四％と若干率は落ちるが、収入未済額は、決算時期で四百十四万余円であったが十月一日現在では六割程度の納入がされておるとの答弁がありました。

また、委員より、市内の水洗化の改造可能区域についての質疑に対し、理事者より、下水道普及率の九八・三％に

は熊川地域の緩衝地帯分も含まれており、実際には、その部分を除くと九九％が使用できる状況であるとの答弁があり、また、委員より、供用開始後三年経過しても、未改造の者に対するくみ取り有料化についての質疑に対し、理事者より、下水道普及も一〇〇％となったので、現在、担当課に有料化の手法につき検討方を命じている。できれば来年度において議会側とも相談しながら有料化に踏み切りたいと思っているとの答弁があり、また、委員より、多摩川上流流域下水道維持管理費負担金の今後の負担増についての質疑に対しても理事者より、今後の普及率の伸びや処理費の単価アップ等があれば、負担金に直接影響すると思うとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十一号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって議案第七十一号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（森田治男君） 日程第八議案第七十二号昭和六十年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

（建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。）

（建設委員長 木村徳蔵君登壇）

御指名がございましたので、昭和六十年度福生市受託水道事業会計決算認定の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます、審査における主な質疑を申し上げます。

（議案審査報告書） 別添参照

まず、委員より、有収比率が五十九年度の八六・〇六％から、六十年度八八・〇一％と大きく向上した理由についての質疑に対して、理事者より、修繕費が六十年度は約一千万円少なかったことと、漏水件数も百三十件ほど少なかったことによるものであるとの答弁があり、また、委員より、用途別口径で十三ミリと二十五ミリが減り、二十ミリが極端に増加した理由についての質疑に対して、理事者より、加美平団地で、今までの二十五ミリが減り、二十ミリに取りかえたことによるものであるとの答弁がありました。

また、委員より、漏水調査委託料の今後の予算計上についての質問に対して、理事者より、今後も続けていく必要があり、毎年四百万円から五百万円程度の委託料をかけて行っていきたいとの答弁があり、また、委員より、本管はすべて取りかえて、現在は新しい給水管の漏水調査をしているのかとの質問に対し、理事者より、本管については、まだ石綿管が三〇％残っており、毎年これを含めて漏水調査を続け、給水管については一年置き程度に漏水調査を行っているとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十二号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（森田治男君） 日程第九陳情第六十一一六号老人保健制度等の改善に関する陳情書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 赤星人君登壇）

○厚生委員長（赤星人君） 御指名がございましたので、陳情第六十一一六号老人保健制度等の改善に関する陳情書について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（陳情審査報告書） 別添参照

本陳情の審査は、九月五日、九月二十六日、十一月二十一日の三回にわたり行われました。

審査の中で、他市の状況が報告され、委員より、開催中の国会で老人保健法が審議されているが、患者の負担をこれ以上ふやさないでほしいというのは老人だけでなく、若い人も同じ意見だと思つたので、老人保健法改悪が行われないうちに採択してほしいとの意見、あるいは私どもの生活を守る立場から、弱い人に温かい手を差し延べていくのが政治であるので、ぜひ採択して意見書を提出されたいとの意見、また、老人の願いをかなえるよう採択してほしいとの意見が出されました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告といたします。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十一一六号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって陳情第六十一一六号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（森田治男君） 二時五分まで休憩いたします。

午後一時五十分 休憩

午後二時 五分 開議

○議長（森田治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十議案第八十八号老人保健制度等の改善に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（五番 赤星人君登壇）

○五番（赤星行人君） 御指名をいただきましたので、議案第八十八号老人保健制度等の改善に関する意見書につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

老人保健法は、老人が健康で安らかな老後を過ごせるようにとの目的のもとに創設され、その際に、老人医療費の一部負担が導入されたものであります。その結果、限られた収入をもとに生活を営む老人にとって、医療費の支払いが家計に大きく影響し、老人の受診率が低下しておりますことは御承知のことと思います。このことは、早期受診、早期治療の機会を逃し、ややもすると軽く済む病気が重症化する危険性を有しているとも言えると思います。ところが、今国会で審議されておりますように、政府においてはさらに老人の医療費負担を大幅に引き上げようとしております。

したがって、この改正がなされるならば、さらに老人に対して医療費が大きくなるのしかかってくることは明白でありますので、このような改正は、老人保健法の目的から言っても望ましいことではないと考えるものであります。

このようなことから、関係方面に対して老人保健法等の一部改正については慎重に対処されとともに、老人保健制度、国民健康保険制度等の改善を行うよう意見書を提出しようとするものでございます。

何とぞ本議会において意見書を御可決賜りますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十八号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十八号は、原案のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 日程第十一議案第八十一号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第八十一号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由並びに改正の内容について御説明申し上げます。

まず、本議案の提案理由でございますが、福生市税賦課徴収条例の規定に基づいて交付してまいりました納期前納付報奨金制度を廃止すること、昭和六十二年から光学文字読取装置による事務処理を行うことに伴いまして条例改正が必要となりましたので、本条例を御提案申し上げた次第でございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

第三十九条第二項並びに、七行目に記載の第五十九条第二項を削る規定でございますが、長い間、納税者の御理解と御協力を得て実施してまいりました市民税、固定資産税、都市計画税を対象とする納期前納付報奨金制度を、昭和六十二年度から廃止させていただくための現行の規定を削ろうとするものでございます。

本制度は、昭和二十五年にシャープ勧告に基づくところの税制改革が行われたとき、制定されたものでございまして、趣旨は、終戦直後の社会経済情勢の混乱期にあって、地方自治の精神の高揚と住民の納税意欲を促し、税の早期確保により財政の安定を図ることを期待して設けられたものでございます。しかし、本制度も発足以来三十五余りを経過した今日、社会的にも経済的にも安定し、税財政制度も確立され納税意識も定着し、所期の目的も達成されたものと判断し、見直しについて検討してまいりました。

また、本年七月八日付をもって、市長に答申のあった行政改革審議会の答申書の中にも、本制度の廃止について指

摘を受けているところでございます。ここに納税者の皆様の御理解をいただきまして、前納報奨金制度を廃止させていただきます。

次に、第四十二条第一項及び第四十七条の七に関する改正規定でございますが、本条例はいずれも特別徴収義務者が源泉徴収をした住民税を納付するときに使用する納付書及び納入申告書の様式について規定している条文でございますが、提案理由でも申し上げましたように、昭和六十二年度から光学文字読取装置の機器による事務処理を行うことに伴いまして、納付書及び納入申告書を自治大臣が定める様式にしようとするものでございます。

次に、附則でございますが、第一条は、本条例の施行期日を、昭和六十二年四月一日に定めようとするものでございます。

第二条では、経過措置を規定しております。納期前納付にかかわる報奨金の廃止は、昭和六十二年度以降の年度分から適用し、昭和六十一年度分までの報奨金については、従来どおりの方法で交付できることを定めたものでございます。

以上、大変複雑な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。以上、説明といたします。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十一号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（森田治男君） 日程第十二議案第八十二号福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 生子国利君登壇）

○福祉部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議案第八十二号福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容について御説明申し上げます。

このたび、東京都におきまして新たに特殊疾病二種類認定追加となりましたので、当市としても都の疾病種類に準拠して福祉手当を支給しておりますので、この際、二種類の疾病を追加し、対象者に手当を支給するため改正条例を提案いたしました次第でございます。

内容について御説明申し上げます。

別表中、「シャイ・ドレーガー症候群」の次に、新たに「多発性嚢胞腎」と「表皮水泡症」を加えるもので、種類は四十となります。

この疾病の内容につきましては、多発性嚢胞腎については、家族的な遺伝疾患で腎皮質に大小無数の嚢胞が存在する疾患であり、発見されたときはほとんど腎機能障害を来しているので、治療としては血液の透析や腎移植の治療が必要な疾病でございます。また、表皮水泡症疾病は、体全体に水泡ビランの発生を特徴としており、かゆみが激しく治療が難しく、遺伝性の疾患でございます。

また、参考までに申し上げますと、本条例に基づく特殊疾病患者は、当市としては五十五人になっております。それから、附則につきましては、この条例は、昭和六十二年の一月一日から実施しようとするものでございます。

以上、甚だ雑駁な説明でございますが、慎重審議を賜りまして原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十二号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十二号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（森田治男君） 日程第十三議案第八十三号福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第八十三号福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、提案理由とその内容につきまして御説明を申し上げます。

東京都は、昭和六十年における固定資産税の評価がえを理由といたしまして、道路占用料等徴収条例を改正いたし、昭和六十一年四月一日から施行してございます。これを受けまして、東京都の占用料金を参考として都下各市は

東京都にならない、条例改正の動きを見せ、一部の市においてはすでに条例改正を済ませております。また、残る市においても昭和六十二年四月一日を目途に改正準備作業を進めているところでございます。本条例も、ほかの市同様、東京都の占用料を参考としておりますので、都及び二十五市と足並みをそろえるべき料金を改正すること、新たに発生をいたしました占用物件を対象に加えるために改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容について御説明を申し上げます。

今回の改正は、別表のみの改正であります。改正内容を三つに分けて御説明をいたしますと、まず初めの四列につきましては電柱、電話柱、公衆電話所、それから有線放送架空線の四物件に対する単価の改正であります。このうち有線放送架空線につきましては、東京都では従来、その他の物件として扱っていましたが、高度情報化社会を迎えまして、有線放送の需要が増加している今日、有線放送線をその他の物件として扱うのは適当でなくなってきました。りまして、料金設定についても実際に占用している物件の面積に対して料金を徴収するという占用料の建前から見て、も妥当な金額ではないという理由から、これを改めまして、別表中に新たに有線放送架空線等の欄を設け、単価についても実際に占用する面積を基準に積算をし直し、市部においては一メートル当たり、年額七円が妥当ということで単価を設定しております。したがって、当市においてもこれにならしまして、現行三十円を七円に改めようとするものでございます。

次に、二つ目といたしまして、ガスパ、電気地中線及び電気通信地中線であります。従来の外徑別区分が〇・二メートル未満、〇・二メートル以上〇・四メートル未満、〇・四メートル以上のものと三段階でありましたものを細分化いたしました。外徑〇・一メートルの枠を新たに設けまして、そのため連鎖的に〇・一メートル以上〇・二メートル未満の枠が生じまして四段階に外徑区分をしようとするものであります。このことは前にも述べましたように、実際に占用している物件の面積に対して料金を徴収するという占用料の建前から設けられたものでございます。次に、その他のものの扱いでございますが、企業等の自家水道等特殊なもので、新規なものであります。また、バス停留所上屋を新たに加えさせていただきます。

最後に、三つ目の五列についての内容ですが、最初に電柱等添加広告、それから電柱等巻きつけ広告、消火栓標識広告、バス停留所標識、板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置き場の単価の改正でございます。

なお、改正によります料金の収入の伸びでございますが、来年度において七百九十七万円余りの収入が見込まれるため、現行単価で徴収した場合に比較しまして二・四％、金額にいたしまして百四十六万余円の増収が見込まれます。附則であります、この条例の施行日を昭和六十二年四月一日と定めようとするものでございます。以上、大変雑駁でございますが、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。何とぞ原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十三号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十三号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（森田治男君） 日程第十四議案第八十四号福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第八十四号福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

本条例は、昭和五十九年度、福生駅東口駅前広場が整備された時点で施行し、以来、構内タクシーの駐車施設として使用され、条例施行後三カ年を経過しようとしております。

この使用料につきましては、固定資産税の評価額をベースといたしまして市の条例に基づきます行政財産の使用料率によりまして算出した額で決定をされております。この間、固定資産税の評価替えが行われまして、実情に合わないため使用料の改正を行おうとするものでございます。

改正内容でございますが、第五条第一項中とありますのは、一台当たりの月額使用料でございまして、「四千元」を「五千元」に改めようとするものでございます。

なお、この改正によりまして、駐車施設使用料収入は年額八十六万四千円から百八万円になり、二十一万六千円の増収になります。

次に、附則でございますが、この条例の施行日を、昭和六十二年四月一日と定めようとするものでございます。以上、大変雑駁でございますが、提案理由とその内容につきまして御説明を申し上げます。何とぞ原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十四号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありません